

食品表示一元化検討会中間論点整理に対する全日本菓子協会の意見

平成24年3月23日

全日本菓子協会

[論点1]新たな食品表示の「目的」をどのような内容とするべきか

<意見>

- 1 目的規定の議論の前に、一元化する必要性について十分検討し、明らかにすべきである。
- 2 新たな食品表示制度の目的は、現行法の目的を中心に位置付けることは存続する既存法との関係上分かりにくいものとなるので、消費者の合理的な商品選択に資することを基本的な目的とし、一元化のねらいである食品表示制度の簡素化、わかりやすさを確保することを加えられたい。
- 3 食品表示制度の一元化に当たっては、食品表示に関する府省令、通達類及び現場における監視、指導体制（窓口）が統一されないと一元化の意味はないので、消費者庁は責任を持って一本化を図られたい。

[論点2-1]新たな食品表示制度における表示事項はどうあるべきか

<意見>

- 1 新たな食品表示制度における食品表示は、表示事項を絞り込んで、文字を大きくして消費者にとってわかりやすいものとするを最優先課題とすべきである。
- 2 このため義務表示事項は、名称、原材料、内容量などの一般的事項やアレルギー表示等健康危害に関連する事項に絞り込んで、それ以外の事項は任意表示とすべきである。
- 3 任意表示事項についても、表示する場合には一定の基準を定めて、消費者に分かりやすいものとするべきである。

[論点2-2]食品表示を分かりやすくするため、どのようなことに取り組むべきか

<意見>

- 1 食品表示を分かりやすくするためには、表示事項を絞り込んで文字を大きくするべきである。
- 2 食品表示が消費者の商品選択に資するためのものであるとすれば、QRコードを携帯で読んで情報を入手する方法は中高年齢者を中心に利用が困難な層が多く存在し問題が多く、また、URLを表示して後日情報を入手する方法も本来の趣旨から適切ではない。

- 3 WEBサイト等の活用については、中小零細事業者はほとんどのところが持っていない。持っている事業者にとっても、数多くの商品アイテムを抱える中で表示内容が変わるたびに正確に間違いなく変更することは、事業者に多大な負担を伴うこととなり、現実的ではない。
- 4 このようなインターネットの活用を前提として、義務表示事項を検討することは、Webサイトを持っていない事業者の商品への表示が依然として分かりにくいまま存続するという問題がある。

[論点3]法令の適用対象となっていない販売形態についてどのように取り扱うべきか

現在表示制度の対象となっていない和洋菓子製造小売の予め容器包装されていない対面販売については、全国に中小零細事業者が約5万軒存在しており、これら事業者に対する表示義務化の実行可能性は極めて低いことに配慮すべきである。

[論点4]加工食品の原料原産地表示について、どのように考えるべきか

<意見>

- 1 義務化対象品目の選定に当たっては、従来の品質要件を基本としつつ、実行可能性を十分踏まえた上で、消費者、事業者双方が納得できる客観的かつ合理的な基準に基づいて行うべきである。
- 2 菓子のような加工度が高く、多くの原材料を使用する食品や表示面積が物理的に少ない食品の原料原産地表示を義務化することは実行上困難である。
- 3 砂糖、小麦粉、乳製品、加工油脂、デンプン、みずあめ、果汁、各種調製品等の多種多様な中間加工品を主な原料とする菓子のような食品は、原料農産物の需給、価格の状況によって輸入先や産地が頻繁に変更されるとともに、多段階の流通過程を経て仕入れられるので、原料産地の情報把握が困難であり、義務化への対応は困難である。
- 4 国産品にのみ表示義務を課して輸入品に表示義務を課さないという考え方は、政策としての整合性に欠けるばかりではなく、国内食品産業の輸入品との競争関係を著しく不利にすることとなり反対である。仮に輸入品に表示義務を課しないとすれば、多くの輸入中間加工品を原料とする菓子のような食品に義務を課すことは困難である。
- 5 義務化された場合には、頻繁な原材料の変更に対応して包材を頻繁に替える必要が生じるが、通常包材の変更は数か月前までに発注する必要があることから原材料の調達先の急な変更に対応することは困難であり、多種類の包材を用意することも考えられるが、原材料の調達先の変更によって使用できなくなった包材はロスとなり、環境に大きな負荷となる。

[論点5] 栄養成分表示を義務化すべきか

- 1 栄養成分表示は従来通り表示する場合の基準を定めた上で任意表示とすべきである。
- 2 消費者が自らの食生活を改善していくための栄養成分表示は、加工食品だけではなく生鮮食品の家庭内調理や外食、持ち帰り弁当など食生活全体を対象にしないとその目的は達成されない。加工食品だけ義務化するという考え方は整合性に欠ける。
- 3 消費者からみても栄養成分表示に対する関心はそれほど高いものではなく、自己の栄養管理を実践している消費者も多くない現状では、義務化は時期尚早である。
- 4 全国に数多く存在する中小零細事業者が製造販売している地域特産品、土産物、製造小売食品の多くは栄養成分表示はなされていないという現状を認識すべきである。  
これら中小零細事業者は各地域の食文化、伝統、技術のもとに様々な特色のある食品を製造販売し、地域経済、生活文化に大きな役割を果たしているが、栄養成分表示の義務化は、これら事業者に大きな負担を強いることとなり、経営の存続すら危ぶまれる恐れがある。
- 5 食品は使用する原材料の種類、産年、品質、使用の仕方等によって栄養成分は異なってくるため、栄養成分の数値の正確性を担保することは極めて困難である。

[その他]

<意見>

- 1 食品表示に対する消費者の理解度はまだまだ十分とは言えないので、行政は、消費者が食品表示の内容を正しく理解して活用がなされるように、消費者啓発を最優先課題として取り組むべきである。
- 2 国民の健康意識の高まりから栄養表示の位置付けが高まっているとされているが、現実に日々自分の栄養管理を行っている消費者は特定の疾患の方以外は多くないという状況を考えれば、行政は、栄養成分表示の義務化を議論する前に、消費者の栄養管理の習慣付けに向けた食育に全力を挙げて取り組むべきである。
- 3 消費者庁は、原料原産地表示の拡大、栄養成分表示の義務化を前提とするのではなく、事業者の意見も尊重し、拙速にならず、公平なスタンスで食品表示行政を進めていただきたい。
- 4 食品表示一元化検討会の取りまとめに当たっては、6月というスケジュールに拘らず、中長期の新しい食品表示制度を構築するという考え方に立って、慎重に十分な議論がなされ、消費者、事業者双方が納得できる取りまとめとなるよう配慮されたい。